

株式会社 西武総合企画
次世代法・女性活躍推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4月 1日～ 2026年 3月31日までの 5年間

2. 当社の課題

- 女性の採用は行っているが、女性の割合が高くない。
- 家庭と仕事を両立しながら就業継続する方は増えてきているが、女性の人数が少ない。
- 女性の育児休業の取得率は増えているが、男性の育児休暇取得を推進する必要がある。

3. 内容

目標1： 計画的に、父親の育児休職を促進することで、
男性社員の子育てに対する意識を高める。

<対策>

- イントラネットによる育児休業ガイドブック（育児休業および育児に必要な制度を説明）の案内

目標2：ノー残業デーを促進し、時間外労働の削減を図る
「マイライフデー」を毎週金曜日実施。
(本社部門)

<対策>

- 現在運用している「スライド勤務時間制度」の促進及びノー残業デーの周知（本社部門）
- 朝の朝礼時及び終了時に確認、促進を図る。（本社部門）
- 毎月15日・20日・25日・月末時に、所定外労働・休日出勤日数の現状を把握

目標3： 2026年3月までに、年次有給休暇の取得率を85%以上とする。

<対策>

- 毎月給与締め後有給休暇の取得状況について実態を把握
- 年休未取得者に対して取得促進（半日有給休暇制度 本社部門）
- 所長会議・庶務会議において、ワークライフバランスに向けた情報共有・意識改革を実施。
- 女性運転士の採用を積極的に行い、適正な人員確保に努める。